

J-Debit カード取引規定

第1条 (適用範囲)

1. J-Debitカード取引規定においてJ-Debitカードとは、当行がスターワン・キャッシュカード取引規定（以下「カード規定」といいます。）に基づいてスターワン円普通預金について発行するスターワン・キャッシュカード（以下「カード」といいます。）をいいます。
2. 次の各号に定めるいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対し、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を、当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引き落としによって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、本規定により取り扱います。
 - (1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
 - (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
 - (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

第2条 (利用方法等)

1. カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ、加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
2. 端末機を利用して、預金の払い戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
3. 次の場合には、デビットカード取引は行うことはできません。
 - (1) 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
 - (2) 一回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または、最低限度額に満たない場合
 - (3) 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合

4. 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - (1) 一日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - (2) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - (3) カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
5. 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

第3条（デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引き落としによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ、当行に対して売買取引債務相当額の預金引き落としの指図および当該指図に基づいて引き落とされた預金による売買取引債務の弁済の委託がなされたものとみなします。この預金引き落としの指図については、当行所定の払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条（預金の復元等）

1. デビットカード取引により預金口座の預金の引き落としがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取り消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引き落とされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また、当行に対して引き落とされた預金の復元を請求することもできないものとします。
2. 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引き落とされた預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引き落とされた預金の復元をします。加盟店経由で引き落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消の電文を送信することができないときは、引き落とされた預金の復元はできません。
3. 第1項または前項において引き落とされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
4. デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを見過ごして端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取り扱うものとします。

第5条（キャッシュアウト取引）

カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引を預金口座から預金の引落しによって支払う取引

(キャッシュアウト取引)の当行での取り扱いはございません。

第6条 (公金納付)

機構所定の公的加盟機関規約(以下本条において「規約」といいます。)を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関(以下本条において、「加盟機関銀行」といいます。)と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人(以下「公的加盟機関」といいます。)に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務の支払いのためにカードを提示した場合、加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。)によって支払う取引(公金納付)について、当行での取り扱いはございません。

第7条 (デビットカード取引の機能を停止する場合)

1. デビットカード取引の機能を停止するときは、当行所定の方法により取引店に申し出てください。当行はこの申し出を受けたときは直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する処置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 次の(1)から(3)までの一つにでも該当した場合には、当行はいつでも事前に通知することなくデビットカード取引を行う機能を停止することができます。
 - (1) 預金口座が解約されたとき
 - (2) 預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき
 - (3) その他デビットカード取引の機能の停止を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき

第8条 (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定を以下のよう読み替えるものとします。

- (1) 第6条中「代理人による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預け入れ・払い戻し・振込およびデビットカード取引」
- (2) 第6条第1項中「代理人による預金の預け入れ・払い戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による預金の預け入れ・払い戻し・振込の依頼およびデビットカード取引」
- (3) 第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」
- (4) 第9条第1項中「払出機または振込機」とあるのは「端末機」、また、「払い戻し」とあるのは「引き落とし」
- (5) 第10条中「偽造または変造カードによる払い戻し」とあるのは「偽造または変造カードによる払い戻しおよびデビットカード取引」
- (6) 第11条第1項中「他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻し」とあるのは「他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しおよびデビットカード取引」、また、「本人は当行に対して当該払い戻しにかかる損害」とあるのは「本人は当行に対して当該払い戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」
- (7) 第11条第2項中「当該払い戻しが本人の故意による場合を除き」とあるのは「当該払い戻しおよ

びデビットカード取引が本人の故意による場合を除き、「前日以降になされた払い戻しにかかる損害」とあるのは「前日以降になされた払い戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」、また、「当該払い戻しが行われたことについて」とあるのは「当該払い戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」

(8) 第11条第3項中「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻し」とあるのは「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しおよびデビットカード取引」

(9) 第11条第4項中「(1)当該払い戻しが行われたことについて」とあるのは「(1)当該払い戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」

(10) 第14条中「預金機・払出機・振込機」とあるのは「端末機」

第9条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上